

船舶事故調査報告書

令和5年4月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年2月13日 07時13分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市長井漁港西南西方沖 長井港防波堤灯台から真方位251° 2.9海里付近 (概位 北緯35° 11.6′ 東経139° 33.0′)
事故の概要	遊漁船第五沖右エ門丸は、東南東進中、また、プレジャーボートアンバージャックは、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年2月16日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 第五沖右エ門丸、17トン 235-54005 神奈川、有限会社沖右エ門丸 B プレジャーボート アンバージャック、1.8トン 235-48545 神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部右舷外板に擦過傷 B 操舵室窓ガラスに割損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約3～4m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客9人を乗せ、遊漁の目的で神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎漁港を出港し、横須賀市小和田湾南方の亀城礁の西方沖に向け、手動操舵により約15ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で東南東進した。 船長Aは、前方を見たところ船舶を見掛けなかったため、航行に支障はないと思い、前屈みの姿勢で視線を下にして魚群探知機を見ながら操船に当たり、視線を前方に戻したところ、船舶らしきものを認め、急いで左舵を取ったものの、A船の右舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣りの目的で、亀城礁の西方沖の釣り場に向けて横須賀市佐島漁港を出港した。 船長Bは、釣り場に到着したのち、船首を北西方に向け、船外機のクラッチを中立にして漂流を開始し、右舷船尾寄りのところで右舷方を向いて釣りをを行い、ふと船首方を見たところ、B船に向かって航行しているA船を認めたが、A船がB船を避けてくれると思い、そのま

	<p>ま釣りを続けた。</p> <p>船長Bは、しばらくして、船首至近となっているA船に気付いたが、A船との衝突を避けることができず、B船は、A船と衝突した。</p>
分析	<p>A船は、東南東進中、船長Aが、視線を下にして魚群探知機を見ながら同じ針路及び速力で航行したことから、漂流中のB船の存在に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、目視で前方を見た際、船舶がないように見えたことから、視線を下にして魚群探知機を見ながら同じ針路及び速力で航行したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂流中、船長Bが、船首方から接近するA船を認めたものの、A船がB船を避けてくれると思い、釣りを続けたことから、B船の船首至近となるまでA船の存在に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が東南東進中、B船が漂流中、船長Aが、視線を下にして魚群探知機を見ながら同じ針路及び速力で航行し、また、船長Bが、A船がB船を避けてくれると思い、釣りを続けたため、互いに接近していることに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、魚群探知機のみ意識を集中せず、常時適切な見張りを行うこと。 ・ 船長は、漂流中であっても、常時適切な見張りを行い、接近する船舶を認めたときには、相手船が避けてくれると思わず、余裕がある時機に船体を移動させるなど、衝突を避けるための措置を採ること。